

# 長野市議会基本条例

平成 21 年 9 月 25 日

長野市条例第 40 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 議員の責務及び活動原則（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 議会運営の原則（第 6 条・第 7 条）
- 第 4 章 議会の機能の強化（第 8 条—第 11 条）
- 第 5 章 市民との関係（第 12 条—第 15 条）
- 第 6 章 市長等との関係（第 16 条—第 19 条）
- 第 7 章 議会改革の推進（第 20 条）
- 第 8 章 議員の政治倫理（第 21 条）
- 第 9 章 議会事務局及び議会図書室（第 22 条・第 23 条）
- 第 10 章 補則（第 24 条・第 25 条）

附則

地方分権の進展に伴い、地方公共団体が自らの責任と判断により、立案し、決定し、処理すべき事務の範囲は、拡大してきた。また、住民の求めや要望の変化に伴い、地方公共団体が処理する事務は、高度化・多様化してきている。

地方公共団体の役割と責任が拡大する中であって、基礎自治体である市町村への権限移譲が進むなど、住民に身近な市町村の役割は一層重要になっており、これに伴い、市町村の議会及びその議員が果たすべき役割及び責務の重要性は、ますます増大してきている。

これに対し、議会は、多様な住民の意思を把握し、議会における審議及び審査を通じて地方公共団体の運営に反映しつつ、地方公共団体の意思の決定を行う機能と首長その他の執行機関の監視を行う機能とを担っているが、十分にその機能を果たしていないのではないかとの指摘もある。住民を代表し、これらの機能を担う議会及び議員は、その役割及び責務を再認識するとともに、その機能をより充実強化し、住民の信託にこたえることが求められている。

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務調査費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。

ここに、市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋（さ）琢（たく）磨（た）りつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

（基本方針）

第 3 条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (4) 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (5) 議会改革を継続的に推進すること。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

### (議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の討議を重んじなければならない。

### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

## 第3章 議会運営の原則

### (議会運営の原則)

第6条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。
- 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

### (委員会)

第7条 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

- 2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- 3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

## 第4章 議会の機能の強化

### (議会の機能の強化)

第8条 議会は、政策決定並びに市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図るものとする。

### (検討会等の設置)

第9条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

### (議員間討議)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される検討会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に取り組むものとする。

(政務調査費)

第 11 条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

## 第 5 章 市民との関係

(市民の参画機会の充実)

第 12 条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 109 条、第 109 条の 2 及び第 110 条の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第 100 条の 2 の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実に努めるものとする。

3 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(委員会等の公開等)

第 13 条 議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。

2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。

(情報公開の推進)

第 14 条 議会は、長野市情報公開条例(平成 13 年長野市条例第 30 号)の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等議会が保有する情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにしなければならない。

(議会広報の充実)

第 15 条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

## 第 6 章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第 16 条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認等のため質問することができる。

(重要な政策等の監視及び評価)

第 17 条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等

(6) 財源措置

(7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算審議における説明)

第 18 条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

(法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 19 条 法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとする。

第 7 章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第 20 条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、長野市議会会議規則（昭和 42 年長野市議会規則第 2 号）、長野市議会委員会条例（昭和 42 年長野市条例第 84 号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

第 8 章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第 21 条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

第 9 章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の強化)

第 22 条 議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室)

第 23 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第 10 章 補則

(他の条例等との関係)

第 24 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(議会及び議員の責務)

第 25 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。